



鳥労発基 0604 第3号
令和6年6月4日

関係団体の長 殿

鳥取労働局長



令和5年 職場における熱中症の発生状況（確定値）等について

日頃から労働行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策については、令和6年3月14日付け鳥労発基0314第4号「令和6年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について」によりキャンペーンの展開へのご協力をお願いさせていただいているところです。

今般、標記につきまして、別添のとおり令和6年5月31日付け基安発0531第1号をもって厚生労働省労働基準局安全衛生部長から通達を示され、別添1「令和5年職場における熱中症の発生状況（確定値）」を取りまとめるとともに、別添2により、令和6年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱が改正されました。

つきましては、貴団体におかれましても、ご承知いただきますとともに、引き続き、傘下会員等の関係事業者がキャンペーンの実施要綱にある「事業場における詳細な実施事項」について確実に取り組まれますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

参考

○鳥取労働局「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」周知用HP
「令和6年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します」
URL https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01975.html



○厚生労働省 HP
「令和5年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」(確定値)を公表します」
URL https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40473.html

